

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水施設により製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備が必要になる。 また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防団タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>第2 主な取り組み 1 水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車・消防団タンク車等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 市には、給水車や消防団タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。 しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・上下水道課） (ア) 給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。 (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。 (ウ) 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。 (エ) 給水車、消防団タンク車、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 a 市の搬送車両 (a) 上下水道課 給水車 2,000 l 1台 (b) 消防団 タンク車 3,000 l 1台 b ろ過器 上田保健福祉事務所配置ろ水器 2,000 l/h 1台</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水施設により製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備が必要になる。 また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>第2 主な取り組み 1 水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車・消防タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 市には、給水車や消防タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。 しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 (2) 実施計画 ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・上下水道課・東御消防署） (ア) 給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。 (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。 (ウ) 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。 (エ) 給水車、消防団タンク車、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 a 市の搬送車両 (a) 上下水道課 給水車 2,000 l 1台 (b) 消防署 タンク車 2,000 l 1台 (c) 消防署 水槽車 10,000 l 1台 (d) 消防団 タンク車 3,000 l 1台 b ろ過器</p>	<p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>名称の削除</p>

上田保健福祉事務所配置ろ水器 2,000 l/h 1台

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第3章 第1節 災害情報の収集・連絡活動

第2 活動の内容

第2 活動の内容

6 通信手段の確保

6 通信手段の確保

(2) 非常時における通信の確保

(2) 非常時における通信の確保

災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実にを行うものとし、それぞれの特徴を生かして有効的な運用を図る。

災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実にを行うものとし、それぞれの特徴を生かして有効的な運用を図る。

ア 公衆電気通信施設

ア 公衆電気通信施設

(ア) 非常電話

(ア) 非常電話

(イ) (株)エフエムとうみ

(イ) **とうみケーブルテレビ**

(ウ) 上田ケーブルビジョン

(ウ) (株)エフエムとうみ

イ 東御市防災行政無線

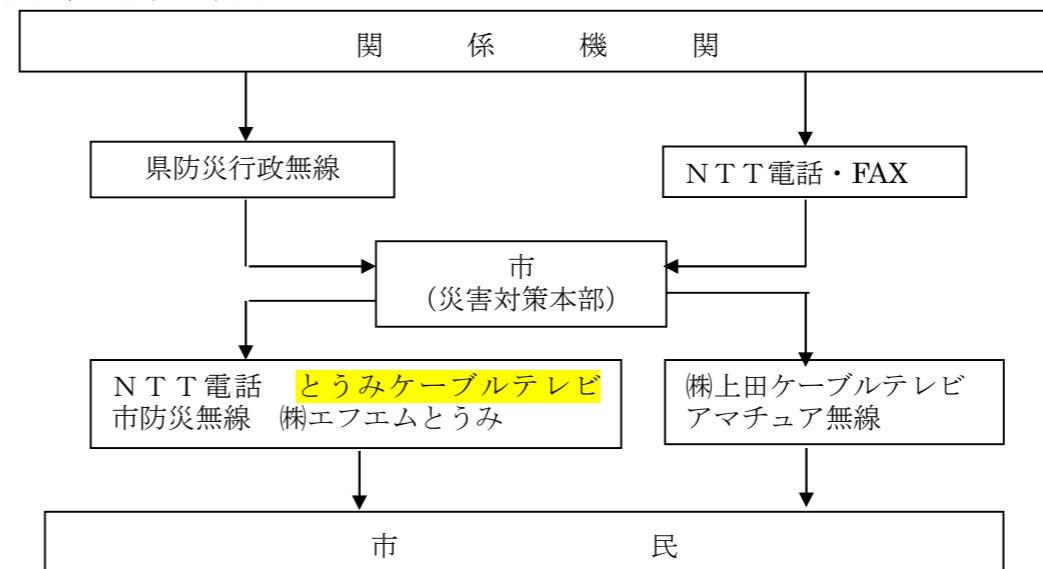
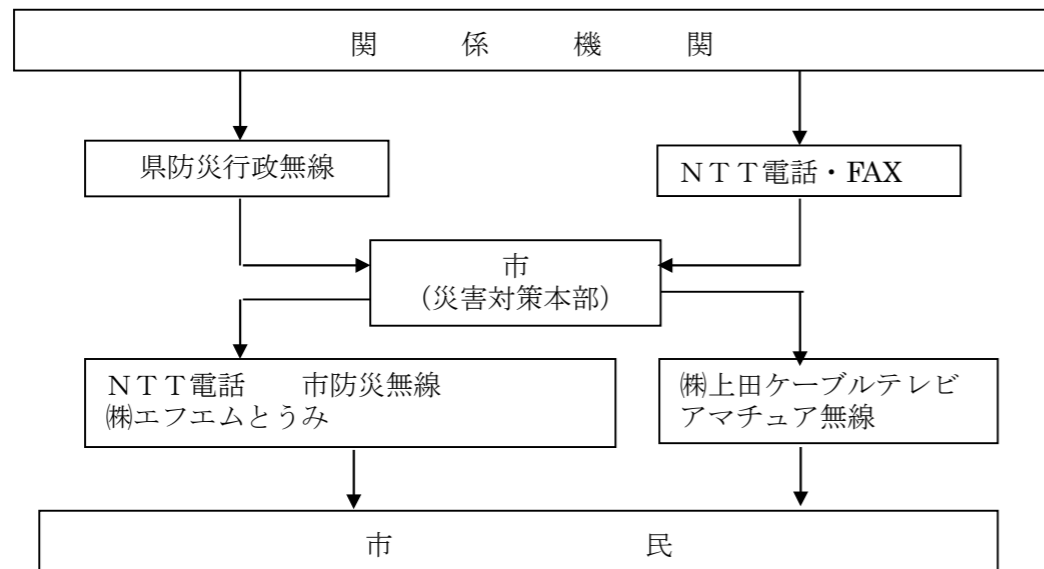
イ 東御市防災行政無線

ウ 長野県防災行政無線

ウ 長野県防災行政無線

(3) 災害通信利用系統図

(3) 災害通信利用系統図



名称の削除

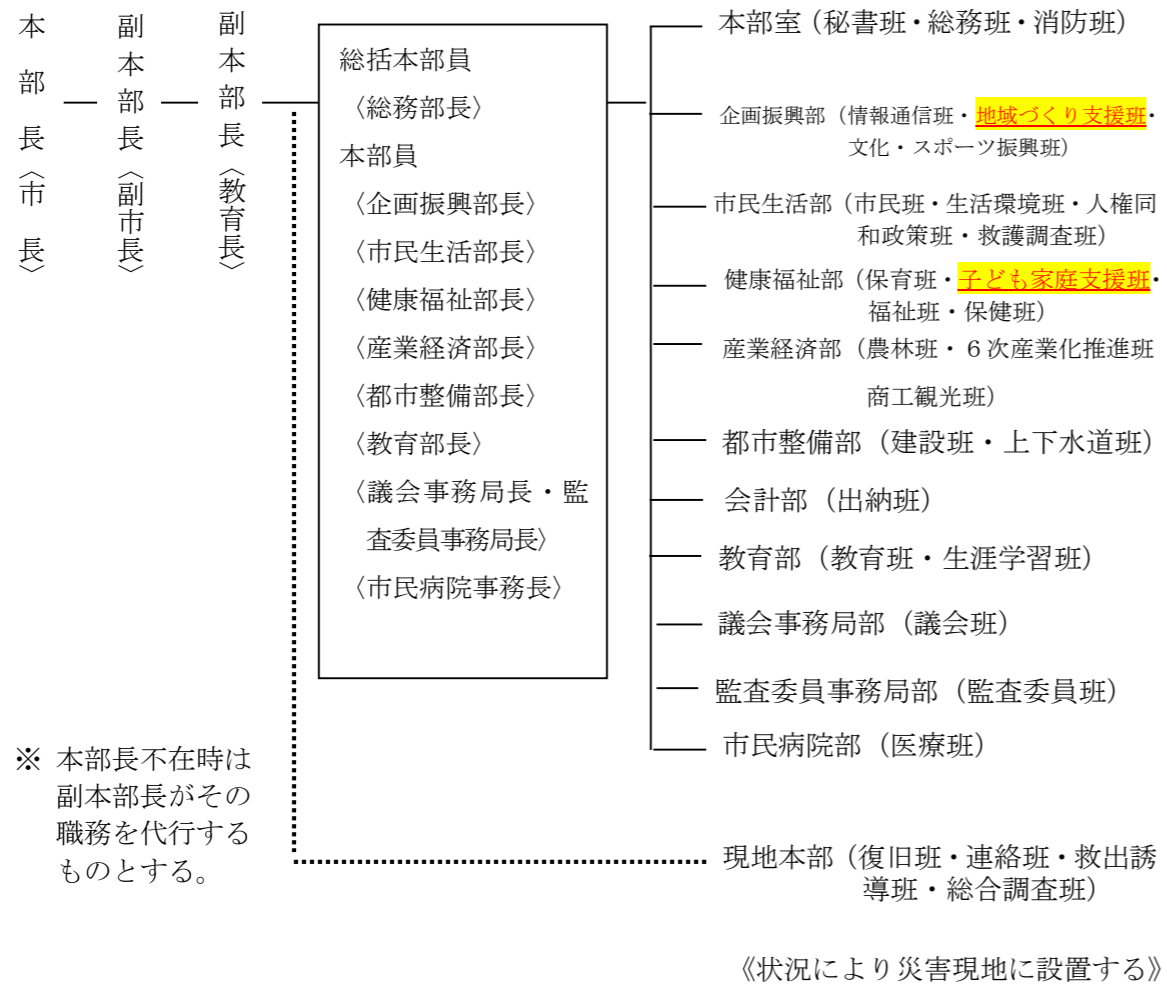
第3章 第2節 非常参集職員の活動

東御市災害対策本部組織・分掌事務

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりとし、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するものとする。

[東御市災害対策本部組織編成図]



協力機関

東御市災害対策本部規定第9条に規定する関係機関

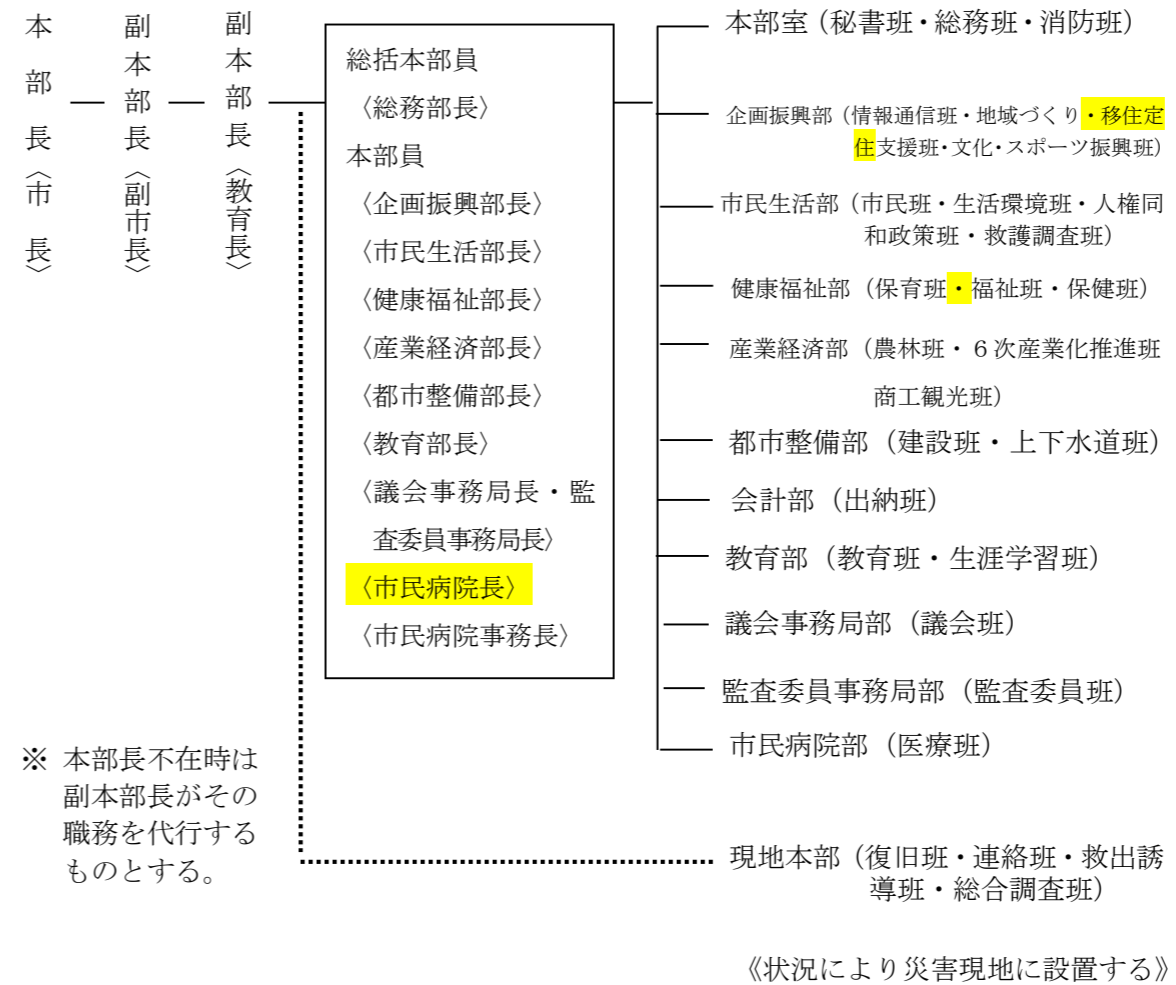
第3章 第2節 非常参集職員の活動

東御市災害対策本部組織・分掌事務

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりとし、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するものとする。

[東御市災害対策本部組織編成図]



協力機関

東御市災害対策本部規定第9条に規定する関係機関

組織改正に伴う修正

(2) 東御市災害対策本部構成及び事務分掌				(2) 東御市災害対策本部構成及び事務分掌				組織改正に伴う修正
●企画振興部 企画振興部長	●情報通信班 企画振興課長	企画政策係長 広報統計係長 移住・定住シテイ プロモーション係 長	同左係員	●企画振興部 企画振興部長	●情報通信班 企画振興課長	企画政策係長 広報統計係長 (新設)	同左係員	
	●地域づくり 支援班 地域づくり支 援室長	地域づくり支援係 長	同左係員		●地域づくり 移住定住支 援班 地域づくり・ 移住定住支 援室長	地域づくり・移住 定住支援係長	同左係員	
	●文化・スポ ーツ振興班 文化・スポ ーツ振興課長	文化係長 スポーツ係長	同左係員		●文化・スポ ーツ振興班 文化・スポ ーツ振興課長	文化係長 スポーツ係長	同左係員	
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の入手、各部の被害状況の取りまとめ及び県、関係機関への報告に関する事。 2 メール配信、防災ラジオ等通信機器の総括に関する事。 3 市民への災害広報に関する事。 4 被害者情報に関する事。 5 公益事業（電話・鉄道・ガス・電気等）の災害情報の収集に関する事。 6 道路及び交通の災害情報の収集に関する事。 				<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の入手、各部の被害状況の取りまとめ及び県、関係機関への報告に関する事。 2 メール配信、防災ラジオ等通信機器の総括に関する事。 3 市民への災害広報に関する事。 4 被害者情報に関する事。 5 公益事業（電話・鉄道・ガス・電気等）の災害情報の収集に関する事。 6 道路及び交通の災害情報の収集に関する事。 				

●健康福祉部 健康福祉部長	●保育班 子育て支援課長	子育て支援係長 保育係長 各保育園長	同左係員	1 応急保育に関する事 2 炊き出し等による食品の給与に関する事。	●健康福祉部 健康福祉部長	●保育班 子育て支援課長	子育て支援係長 保育係長 各保育園長	同左係員	1 応急保育に関する事 2 炊き出し等による食品の給与に関する事。	組織改正に伴う修正
	●子ども家庭支援班 子ども家庭支援室長	子ども家庭支援係長	同左係員	1 保育班の事務分掌に関する事。		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	●福祉班 福祉課長	福祉推進係長 福祉援護係長 高齢者係長 地域包括支援係長	同左係員	1 社会福祉協議会、民間協力団体等との連絡調整に関する事。 2 義援物資の受領及び保管に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 4 災害救援ボランティアに関する事。 5 災害義援金、見舞金に関する事。 6 要支援者の誘導、収容に関する事。 7 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。		●福祉班 福祉課長	福祉推進係長 福祉援護係長 高齢者係長 地域包括支援係長	同左係員	1 社会福祉協議会、民間協力団体等との連絡調整に関する事。 2 義援物資の受領及び保管に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事。 4 災害救援ボランティアに関する事。 5 災害義援金、見舞金に関する事。 6 要支援者の誘導、収容に関する事。 7 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。	
●保健班 健康保健課長	保健係長 健康増進係長 地域医療推進係長	同左係員	1 保健衛生全般に関する事。 2 負傷者の収容及び救護等に関する事。 3 防疫及び感染に関する事。 4 食品衛生に関する事。	●保健班 健康保健課長	保健係長 健康増進係長 (新設)	同左係員	1 保健衛生全般に関する事。 2 負傷者の収容及び救護等に関する事。 3 防疫及び感染に関する事。 4 食品衛生に関する事。			

<table border="1"> <tr> <td>●教育部 教育部長</td> <td>●教育班 教育課長</td> <td>学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長</td> <td>同左係員</td> <td>1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●生涯学習班 生涯学習課長</td> <td>社会教育・公民館係長 文化財係長 図書館係長</td> <td>同左係員</td> <td>1 被災者の誘導及び収容に関する事。</td> </tr> </table>					●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長	同左係員	1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。		●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民館係長 文化財係長 図書館係長	同左係員	1 被災者の誘導及び収容に関する事。	<table border="1"> <tr> <td>●教育部 教育部長</td> <td>●教育班 教育課長</td> <td>学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長 文化財係長</td> <td>同左係員</td> <td>1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●生涯学習班 生涯学習課長</td> <td>社会教育・公民館係長 (新設) 図書館係長</td> <td>同左係員</td> <td>1 被災者の誘導及び収容に関する事。</td> </tr> </table>					●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長 文化財係長	同左係員	1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。		●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民館係長 (新設) 図書館係長	同左係員	1 被災者の誘導及び収容に関する事。	組織改正に伴う修正
●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長	同左係員	1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。																										
	●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民館係長 文化財係長 図書館係長	同左係員	1 被災者の誘導及び収容に関する事。																										
●教育部 教育部長	●教育班 教育課長	学校教育係長 青少年教育係長 学校人権同和教育係長 文化財係長	同左係員	1 応急の教育に関する事。 2 被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関する事。 3 学校内の被害対策に関する事。 4 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。																										
	●生涯学習班 生涯学習課長	社会教育・公民館係長 (新設) 図書館係長	同左係員	1 被災者の誘導及び収容に関する事。																										
<table border="1"> <tr> <td>●市民病院部 市民病院事務長</td> <td>●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長</td> <td>庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長</td> <td>同左係員</td> <td>1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。</td> </tr> </table>					●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長	庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長	同左係員	1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。	<table border="1"> <tr> <td>●市民病院部 市民病院事務長</td> <td>●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長</td> <td>庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長</td> <td>同左係員</td> <td>1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。</td> </tr> </table>					●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長	庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長	同左係員	1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。											
●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長	庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長	同左係員	1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。																										
●市民病院部 市民病院事務長	●医療班 副院長 温泉診療所長 事務次長 技術部長 看護部長	庶務係長 医事係長 健康管理科係長 診療部長・医長 薬局長 技師長 副技師長 副科長 看護師長 副看護師長 助産所長・師長 副助産所長・師長	同左係員	1 負傷者の医療に関する事。 2 医薬品に関する事。																										

(3) 体制別の職員配備一覧表						(3) 体制別の職員配備一覧表						震災対策編
体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全身体制」	体制 配備職員	事前体制	一次体制	二次体制	三次体制	四次体制 「緊急体制」 または 「全身体制」	
部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎	部長等	—	◎総務部長	◎	◎	◎	組織改正に伴う修正
課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎	課長等	—	・総務課長 ・企画振興課長 ・農林課長 ・建設課長	◎ (部長等の指示により行動)	◎	◎	
係長等	総務課、企画振興課、地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	総務課、企画振興課、地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	所属長が指名する職員	◎	◎	係長等	総務課、企画振興課、地域づくり・移住定住支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	総務課、企画振興課、地域づくり・移住定住支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	所属長が指名する職員	◎	◎	
係員	総務課、企画振興課、地域づくり支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	総務課、企画振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員		所属長が指名する職員	◎	◎	係員	総務課、企画振興課、地域づくり・移住定住支援室、文化・スポーツ振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員		総務課、企画振興課、農林課、建設課の職員のうちから所属長が指名する職員	所属長が指名する職員	

第3章 第14節 飲料水の調達供給活動	第3章 第14節 飲料水の調達供給活動	
<p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ濾水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防団タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等へ濾水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。</p> <p>被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（上下水道課）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>(イ) 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。</p> <p>(ウ) 給水用具の確保を行う。</p> <p>(エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防団タンク車、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。</p> <p>(オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。</p> <p>(カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。</p> <p>(キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。</p> <p>(ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ濾水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等へ濾水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。</p> <p>被災地で水の確保が困難な場合は、上田地域広域連合消防本部東御消防署配備の水槽車等による給水依頼や、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（上下水道課）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>(イ) 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。</p> <p>(ウ) 給水用具の確保を行う。</p> <p>(エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防タンク車、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。</p> <p>(オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。</p> <p>(カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。</p> <p>(キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。</p> <p>(ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p>	<p>名称の修正</p> <p>文章の削除</p> <p>名称の修正</p>

<p>(4)給水方法</p> <p>a 容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。</p> <p>b 給水にあたって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。</p> <p>c 搬送車両、容器の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備部給水車 2,000 l ・ 消防団 タンク車 3,000 l <p>(6) 家庭用水の確保</p> <p>a 災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、緊急情報等メール配信、(株)エフエムとうみ等を通じて市民に通知する。</p> <p>b 住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第21節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ等を利用して積極的に行うとともにテレビ、ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や緊急情報等メール配信・防災無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底を努める。</p>	<p>(4)給水方法</p> <p>a 容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。</p> <p>b 給水にあたって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。</p> <p>c 搬送車両、容器の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備部給水車 2,000 l ・ 消防署タンク車 2,000 l ・ 消防署水槽車 10,000 l ・ 消防団 タンク本部車 3,000 l <p>(6) 家庭用水の確保</p> <p>a 災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、オフトーク通信、とうみケーブルテレビ、緊急情報等メール配信、(株)エフエムとうみ等を通じて市民に通知する。</p> <p>b 住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 第21節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ等を利用して積極的に行うとともにテレビ、ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請やオフトーク通信、緊急情報等メール配信・防災無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底を努める。</p>	<p>名称の削除、修正</p> <p>名称の削除</p> <p>名称の削除</p>
--	---	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。 また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防団タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>第2 主な取り組み 1 水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備及びろ過器の整備促進、関係機関及び関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車・消防団タンク車等の整備促進を図るとともに、関係機関及び関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 市には、給水車や消防団タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。 しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・上下水道課） (ア) 給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。 (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。 (ウ) 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。 (エ) 給水車、消防団タンク車、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 a 市の搬送車両 (a) 上下水道課 給水車 2,000 l 1台 (b) 消防団 タンク車 3,000 l 1台 b ろ過器 上田保健福祉事務所配置ろ水器 2,000 l / h 1台</p>	<p style="text-align: center;">第2章 第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。 また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>第2 主な取り組み 1 水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備及びろ過器の整備促進、関係機関及び関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車・消防タンク車等の整備促進を図るとともに、関係機関及び関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 2 飲料水等の供給計画 (1) 現状及び課題 市には、給水車や消防タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。 しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。 (2) 実施計画 ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・上下水道課・東御消防署） (ア) 給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。 (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。 (ウ) 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。 (エ) 給水車、消防タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 a 市の搬送車両 (a) 上下水道課 給水車 2,000 l 1台 (b) 消防署 タンク車 2,000 l 1台 (c) 消防署 水槽車 10,000 l 1台 (d) 消防団 タンク車 3,000 l 1台</p>	<p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>名称の修正、削除</p>

	<p>b ろ過器 上田保健福祉事務所配置ろ水器 2,000 l / h 1台</p>	
--	---	--

<p style="text-align: center;">第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(2) 非常時における通信の確保</p> <p>災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの特色を生かして有効的な運用を図る。</p> <p>ア 電気通信施設</p> <p>(ア) 非常電話</p> <p>(イ) (株)エフエムとうみ</p> <p>(ウ) 上田ケーブルビジョン</p> <p>イ 東御市防災行政無線</p> <p>ウ 専用通信電話（消防電話）（警察電話）（JR電話）</p> <p>エ 長野県防災行政無線</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(2) 非常時における通信の確保</p> <p>災害時の通信は下記の通信手段を利用して迅速かつ確実に行うものとし、それぞれの特色を生かして有効的な運用を図る。</p> <p>ア 電気通信施設</p> <p>(ア) 非常電話</p> <p>(イ) とうみケーブルテレビ</p> <p>(ウ) (株)エフエムとうみ</p> <p>(エ) 上田ケーブルビジョン</p> <p>イ 東御市防災行政無線</p> <p>ウ 専用通信電話（消防電話）（警察電話）（JR電話）</p> <p>エ 長野県防災行政無線</p>	<p>名称の削除</p>
<p style="text-align: center;">第3章 第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防団タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水地の貯留水並びに貯水池、プール等へろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。</p> <p>被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（上下水道課）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水により行うこととし、それでも水の確保が困難な場合は他市町村から応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は断水世帯、避難所、病院等を中心に給水車、消防タンク車等により行い被災の規模により市での給水活動が困難となる場合は、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村からの給水応援を要請する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水地の貯留水並びに貯水池、プール等へろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。</p> <p>被災地で水の確保が困難な場合は、上田地域広域連合消防本部東御消防署配備の水槽車等による給水依頼や、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市の実施対策（上下水道課）</p>	<p>名称の修正</p> <p>文章の削除</p>

<p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。 (イ) 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。 (ウ) 給水用具の確認を行う。 (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防団タンク車、ポリタンク等により、一人1日3リットル以上の飲料水を供給する。 (オ) 応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。 (カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。 (キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。 (ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p> <p>(4) 給水方法 a 容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。 b 給水に当たって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。 c 搬送車両、容器の状況 ・都市整備部給水車 2,0001 ・消防団タンク車 3,0001 ・ポリタンク等給水用具の確保を行う。</p> <p>(6) 家庭用水の確保 a 災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、緊急情報等メール配信、(株)エフエムとうみ等を通じ市民に通知する。 b 住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。</p>	<p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。 (イ) 出動体制、給水拠点の確保、確認を行う。 (ウ) 給水用具の確認を行う。 (エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、消防タンク車、ポリタンク等により、一人1日3リットル以上の飲料水を供給する。 (オ) 応急飲料水以外生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。 (カ) 被災の状況により、当市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。 (キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。 (ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p> <p>(4) 給水方法 a 容器による搬送給水を原則とし、状況により消火栓等の施設を使用する。 b 給水に当たって使用する器具はすべて衛生処理をした後使用し、末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を測定する。 c 搬送車両、容器の状況 ・都市整備部給水車 2,0001 ・消防署タンク車 2,0001 ・消防署水槽車 10,0001 ・消防団本部車 3,0001 ・ポリタンク等給水用具の確保を行う。</p> <p>(6) 家庭用水の確保 a 災害発生が予測される場合は事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう、オフトーク通信、とうみケーブルテレビ、緊急情報等メール配信、(株)エフエムとうみ等を通じ市民に通知する。 b 住民はポリタンク等給水用具の確保を行う。</p>	<p>名称の修正</p> <p>名称の削除、修正</p> <p>名称の削除</p>
--	---	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3章 第9節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 (1) 実施計画 ア 市の実施対策（農林課） (ア) 長野県上田農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野県上田農業農村支援センターに報告する。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第9節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 (1) 実施計画 ア 市の実施対策（農林課） (ア) 長野県上田農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野県上田農業農村支援に報告する。 (イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。</p>	<p>名称の修正</p>

新								旧								修正理由・備考
資料 4 2 庁用車両の現況一覧表 令和4年3月1日現在								資料 4 2 庁用車両の現況一覧表 令和4年3月1日現在								
部・局等	課名・係名等	車種	社名	拡声	登録番号	定員	備考	部・局等	課名・係名等	車種	社名	拡声	登録番号	定員	備考	
総務部	総務課	ガゼルファイ	トヨタ		300 る 1244	7	ステーションワゴン	総務部	総務課	ガゼルファイ	トヨタ		300 る 1244	7	ステーションワゴン	車両の追加
	秘書課	アルファード	トヨタ		300 も 6214	7	ステーションワゴン	秘書課	アルファード	トヨタ		300 も 6214	7	ステーションワゴン		
	総務課	プリウス	トヨタ		300 ゆ 6120	5	ハコガタ	総務課	プリウス	トヨタ		300 ゆ 6120	5	ハコガタ		
	総務課	ハイエース	トヨタ		300 は 9972	10	ステーションワゴン	総務課	ハイエース	トヨタ		300 は 9972	10	ステーションワゴン		
	総務課	アクア	トヨタ		501 も 4553	5	ハコガタ	総務課	アクア	トヨタ		501 も 4553	5	ハコガタ		
	総務課	ミニカ	ミツビシ	○	480 き・730	2 (4)	バン	総務課	ミニカ	ミツビシ	○	480 き・730	2 (4)	バン		
	総務課	プロボックス	トヨタ	○	400 つ・529	5	バン	総務課	プロボックス	トヨタ	○	400 つ・529	5	バン		
	総務課	ハイエース	トヨタ		301 た 3408	10	ステーションワゴン	総務課	ハイエース	トヨタ		301 た 3408	10	ステーションワゴン		
	総務課	キャロル	マツダ		580 ま 7213	4	ハコガタ	総務課	キャロル	マツダ		580 ま 7213	4	ハコガタ		
	★消防課	エルフ	いすゞ	○	800 す 4821	3	公共応急作業車	★消防課	エルフ	いすゞ	○	800 す 4821	3	公共応急作業車		
	★消防課	ファイター	ミツビシ	○	800 さ 5570	3	団塊車	★消防課	ファイター	ミツビシ	○	800 さ 5570	3	団塊車		
	★消防課	ノア	トヨタ	○	831 ゆ・119	8	団広報車	★消防課	ノア	トヨタ	○	831 ゆ・119	8	団広報車		
	★消防課	ライトエース	トヨタ	○	800 す 5048	2 (5)	団資器材搬送車	★消防課	ライトエース	トヨタ	○	800 す 5048	2 (5)	団資器材搬送車		
企画振興部	企画振興課	キャロル	マツダ	○	580 ま 7214	4	ハコガタ	企画振興部	企画振興課	キャロル	マツダ	○	580 ま 7214	4	ハコガタ	車両の追加
	企画振興課	キャロル	マツダ		580 ま 5047	4	ハコガタ	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		(新設)		
	文化スポーツ振興課	ADバン	ニッサン	○	400 た・195	2 (5)	バン	文化スポーツ振興課	ADバン	ニッサン	○	400 た・195	2 (5)	バン		
	文化スポーツ振興課	アクティ	ホンダ		480 か 1979	2	キャブオーバ	文化スポーツ振興課	アクティ	ホンダ		480 か 1979	2	キャブオーバ		
	文化スポーツ振興課	ADバン	ニッサン		400 た 2417	2 (5)	バン	文化スポーツ振興課	ADバン	ニッサン		400 た 2417	2 (5)	バン		
	文化スポーツ振興課	ミニキャブ	ミツビシ		480 か 8251	2	ダンプ	文化スポーツ振興課	ミニキャブ	ミツビシ		480 か 8251	2	ダンプ		
	文化スポーツ振興課	ハイエース	トヨタ		40 つ 9336	3 (6)	バン	文化スポーツ振興課	ハイエース	トヨタ		40 つ 9336	3 (6)	バン		

旧対照表							新対照表							組織改正に伴う修正
課	車種	メーカー	車台番号	年式	台数	備考	課	車種	メーカー	車台番号	年式	台数	備考	
文化スポーツ振興課	キャロル	マツダ		581 き 7104	4	ハコガタ	文化スポーツ振興課	キャロル	マツダ		581 き 7104	4	ハコガタ	
	地域づくり支援室	アクティ	ホンダ	480 か 2155	2	キャブオーバ	地域づくり支援室	アクティ	ホンダ		480 か 2155	2	キャブオーバ	
	キャロル	マツダ		581 き 7102	4	ハコガタ		キャロル	マツダ		581 き 7102	4	ハコガタ	
市民生活部	市民課	ライフ	ホンダ	580 せ 4369	4	ハコガタ	市民生活部	市民課	ライフ	ホンダ	580 せ 4369	4	ハコガタ	
	生活環境課	エルフ	いすゞ	400 た 8200	3	ダンプ	生活環境課	エルフ	いすゞ		400 た 8200	3	ダンプ	
	生活環境課	スクラム	マツダ	480 つ 3412	2 (4)	バン	生活環境課	スクラム	マツダ		480 つ 3412	2 (4)	バン	
	生活環境課	ADバン	ニッサン	○ 400 つ 7259	2 (5)	バン	生活環境課	ADバン	ニッサン	○	400 つ 7259	2 (5)	バン	
	生活環境課	キャリー	スズキ	41 た・307	2	キャブオーバ	生活環境課	キャリー	スズキ		41 た・307	2	キャブオーバ	
	生活環境課	デックバン	ダイハツ	480 ち 2426	4	ピックアップ	生活環境課	デックバン	ダイハツ		480 ち 2426	4	ピックアップ	
	生活環境課	e・NV200GX	ニッサン	100 す 7244	2 (5)	バン電気自動車	生活環境課	e・NV200GX	ニッサン		100 す 7244	2 (5)	バン電気自動車	
	税務課	ミニキャブ	ミツビシ	480 さ 6154	2 (4)	バン	税務課	ミニキャブ	ミツビシ		480 さ 6154	2 (4)	バン	
	税務課	ミニキャブ	ミツビシ	○ 480 く 2126	2 (4)	バン	税務課	ミニキャブ	ミツビシ	○	480 く 2126	2 (4)	バン	
	税務課	キャロル	マツダ	581 か 2913	4	ハコガタ	税務課	キャロル	マツダ		581 か 2913	4	ハコガタ	
	税務課	キャロル	マツダ	581 き 7103	4	ハコガタ	税務課	キャロル	マツダ		581 き 7103	4	ハコガタ	
	税務課	スクラム	マツダ	480 て 3904	2 (4)	ハコガタ	税務課	スクラム	マツダ		480 て 3904	2 (4)	ハコガタ	
	人権同和政策課	ワゴンR	スズキ	80 あ 1305	3	身体障害者輸送車	人権同和政策課	ワゴンR	スズキ		80 あ 1305	3	身体障害者輸送車	
人権同和政策課	ミニキャブミーブ	ミツビシ	480 す 1500	2 (4)	バン電気自動車	人権同和政策課	ミニキャブミーブ	ミツビシ		480 す 1500	2 (4)	バン電気自動車		
健康福祉部	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ	480 す 6269	2 (4)	バン	健康福祉部	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ	480 す 6269	2 (4)	バン	
	子育て支援課	キャリー	スズキ	480 さ 5095	2	キャブオーバ	子育て支援課	キャリー	スズキ		480 さ 5095	2	キャブオーバ	
	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ	○ 480 き・729	2 (4)	バン	子育て支援課	ミニキャブ	ミツビシ	○	480 き・729	2 (4)	バン	
	福祉課	エアロ	ミツビシ	200 は・121	37	リヤエンジン	福祉課	エアロ	ミツビシ		200 は・121	37	リヤエンジン	
	福祉課	ローザ	ミツビシ	200 さ 2069	29		福祉課	ローザ	ミツビシ		200 さ 2069	29		
	福祉課	ローザ	ミツビシ	200 さ 1393	29	キャブオーバ	福祉課	ローザ	ミツビシ		200 さ 1393	29	キャブオーバ	
	福祉課	キャロル	マツダ	580 ま 7210	4	ハコガタ	福祉課	キャロル	マツダ		580 ま 7210	4	ハコガタ	

資料5 1

防災関係機関一覧表

(5) その他

機 関 名	所 在 地	電話番号
東御市役所	東御市県 281-2	0268-62-1111
北御牧総合支所	東御市大日向 337	0268-67-3311
東御消防署	東御市県 268-1	0268-62-0119
東御市社会福祉協議会	東御市鞍掛 197	0268-62-4455
J A信州うえだ東御支所	東御市田中 63-4	0268-62-0113
J A佐久浅間北御牧支所	東御市大日向 337	0268-67-3322
信州上小森林組合	上田市富士山 2464-226	0268-39-8522
佐久森林組合	小諸市平原 967-1	0267-22-8501
東御市自治推進委員会	東御市県 (市役所内)	0268-62-1111
東御市商工会	東御市田中 178 - 2	0268-75-5536
上田ケーブルビジョン	上田市中央 6-12-6	0268-23-1600
小県医師会	上田市常田 2-1-10	0268-24-1022
㈱エフエムとうみ	東御市田中 202	0268-63-1003

(6) 報道機関一覧表

種 別	会 社 名	所 在 地	電話番号
放送関係	NHK小諸通信部	小諸市甲字下郷土 3961-18	0267-22-0586
	SBC上田放送局	上田市中央 1-6-27	0268-24-2141
	NBS上田支局	上田市天神 2-1-22	0268-24-3215
	TBS上田支局	上田市中央 2-8-11	0268-27-3393
	ABN上田支局	上田市天神 1-8-2	0268-28-0010
	長野エフエム放送㈱	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
新聞関係	朝日新聞社上田支局	上田市常田 3-2-8	0268-22-0713
	読売新聞社上田通信部	上田市上田 2026-5-102	0268-22-0057
	毎日新聞社長野支局	長野市妻科 545-2	026-234-2175
	中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田 64-5	026-228-1456
	信濃毎日新聞社(株)上田支社	上田市常盤城 5-3-28	0268-23-1200
	(有)信州民報	上田市秋和問屋町 505	0268-22-7355
	(株)週刊上田新聞社	上田市中央 6-3-41	0268-22-6200
	(株)東信ジャーナル社	上田市古里 2256-7	0268-23-6632

資料5 1

防災関係機関一覧表

(5) その他

機 関 名	所 在 地	電話番号
東御市役所	東御市県 281-2	0268-62-1111
北御牧総合支所	東御市大日向 337	0268-67-3311
東御消防署	東御市県 268-1	0268-62-0119
東御市社会福祉協議会	東御市鞍掛 197	0268-62-4455
J A信州うえだ東御支所	東御市田中 63-4	0268-62-0113
J A佐久浅間北御牧支所	東御市大日向 337	0268-67-3322
信州上小森林組合	上田市富士山 2464-226	0268-39-8522
佐久森林組合	小諸市平原 967-1	0267-22-8501
東御市自治推進委員会	東御市県 (市役所内)	0268-62-1111
東御市商工会	東御市田中 178 - 2	0268-75-5536
上田ケーブルビジョン	上田市中央 6-12-6	0268-23-1600
とうみケーブルテレビ局舎	東御市大日向 319	0268-67-2981
小県医師会	上田市常田 2-1-10	0268-24-1022
㈱エフエムとうみ	東御市田中 202	0268-63-1003

(6) 報道機関一覧表

種 別	会 社 名	所 在 地	電話番号
放送関係	NHK小諸通信部	小諸市甲字下郷土 3961-18	0267-22-0586
	SBC上田放送局	上田市中央 1-6-27	0268-24-2141
	NBS上田支局	上田市天神 2-1-22	0268-24-3215
	TBS上田支局	上田市中央 2-8-11	0268-27-3393
	ABN上田支局	上田市天神 1-8-2	0268-28-0010
	長野エフエム放送㈱	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
新聞関係	朝日新聞社上田支局	上田市常田 3-2-8	0268-22-0713
	読売新聞社上田通信部	上田市上田 2026-5-102	0268-22-0057
	毎日新聞社長野支局	長野市妻科 545-2	026-234-2175
	中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田 64-5	026-228-1456
	信濃毎日新聞社(株)上田支社	上田市常盤城 5-3-28	0268-23-1200
	〃 東御支局	東御市田中 1-8	0268-62-4181
	(有)信州民報	上田市秋和問屋町 505	0268-22-7355
	(株)週刊上田新聞社	上田市中央 6-3-41	0268-22-6200
(株)東信ジャーナル社	上田市古里 2256-7	0268-23-6632	

名称等の削除

名称等の削除